

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、打越地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助農地再編整備事業打越地区）を行うことについて令和2年7月6日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において令和2年7月21日から同年8月11日まで縦覧に供する。

令和2年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造